

弁護士会照会の 活用法

転居届に関する照会

調査室 関哉 直人 Sekiya Naoto (54期)



今月から全7回で弁護士会照会の活用法について解説します。昨年度の弁護士会照会の申出件数は約2万件となり、大変多くの会員の先生方にご利用いただいています。

今回は、昨年度新たに認められることとなった転居届に関する照会についてご紹介します。

被告の住民票上の住所宛てに送達ができないなど、訴状の送達ができないという事案は少なくないと思います。この場合、弁護士会照会（弁護士法23条の2）を利用して、現在の住所を調査することが可能です。

例えば、携帯電話の番号から、携帯電話会社に契約者の届出住所を照会する方法が考えられます。住民票を異動せずに転居しているケースでも、携帯電話の登録住所を現在の住所としている人は少なくないため、この方法は有効です。

また、郵便局に対して、転居届が提出されている場合の転居先の住所を照会する方法があります。従前は転居届に関する照会については回答が得られませんでした。2023年6月1日から、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改訂に伴い、一定の条件の下で回答がなされるようになりました。現在は、「訴え提起等の法的手続を採ろうとする者が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするための照会」あるいは「判決等の強制執行をするに際して相手方の住所の特定を図ろうとするための照会」であり、かつ、その法的手続が「DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連がうかがわれない法的手続」であること（弁護士は依頼者にその点を十分確認する必要があります。）が必要です。郵便物が転送されている可能性のある事案については、こちらの方法が有効になります。

具体的な照会事項は以下のとおりです。

下記の者に関し、以下の事項についてご回答ください。

- 1 郵便物の転居届の提出の有無
- 2 転居届の提出がある場合は、転居届の提出日及び転居届に記載されている新住居所をご回答ください。

記

氏名 甲野 太郎（コウノ タロウ）
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3号

書式や留意事項については、郵便局により厳格な運用がなされているため、当会会員サービスサイト→23条照会→事例一覧→事例【84】を必ずご参照ください。その中でも、特に留意すべき点をご紹介します。

①照会先は転居元住所の配達を受け持つ郵便局とする必要があります。あらかじめ日本郵便ホームページを参照の上、該当郵便局を特定してください（詳細は上記事例【84】※1をご参照ください。）。

②受任事件がDV・ストーカー、児童虐待にかかる事案でないこと等を確認する所定の報告書（原本）の提出が必要になります（上記事例【84】※2をご参照ください。）。この報告書には、依頼者本人の署名、押印を要します（法人の場合は担当部署、役職等もご記入ください。）。報告書の添付、依頼者本人の署名等がない申出が散見されますのでご注意ください。

転居届の照会については、今後の日本郵便との協議により運用や書式が変更される可能性があります。随時会員サービスサイトをご確認ください。よろしくお願いいたします。